

平成19年度

山形県商工業振興資金のご案内

商工業振興資金について

県内企業の経営の安定や競争力の強化のために必要な資金を融資します。

本県商工業の振興と地域経済の活性化を目的としています。

融資原資に**県の資金を活用**することにより、**低利融資**を実現しています。(注)

(注) 産業立地促進資金は市町村の資金も活用します。

本制度をご利用いただける方

ご利用いただけるのは、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者です。

中小企業者とは

- 製造業、建設業、その他下記以外の業種 資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 卸売業 資本金1億円以下又は従業員100人以下
- サービス業 資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
- 旅館業 資本金5,000万円以下又は従業員200人以下
- 小売業 資本金5,000万円以下又は従業員50人以下

※資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。

どんな資金が利用できるの

限度額及び期間は上限であり、ご希望通りにならない場合があります。
市場金利の動向等により、利率は変更になる場合があります。

資 金 名	融 資 を 受 け ら れ る 方
新事業支援資金	県内に本店（又は主たる事業所）があり1年以上事業を営んでいる中小企業者のうち、以下のいずれかにあてはまる方 ・ 新分野進出を行う方 ・ チャレンジ山形ファンドの出資若しくは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく「経営革新」の承認又は「新連携」の認定を受けて事業を行う方 ・ 試験研究や新商品の開発を行う方
産業活性化支援資金	県内に本店（又は主たる事業所）があり1年以上事業を営んでいる中小企業者のうち、以下のいずれかにあてはまる方 ① { 新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 ・ 山形セレクションの生産・販売を行う方 ・ 有機EL製品の生産設備を導入する方 ・ 男女いきいき子育て応援宣言企業の登録を受けた取組みを実施する方 ・ 加齢や障がいに伴う視聴覚の衰えや作業の困難等を補うための設備を導入する方 ・ 福祉のまちづくり条例に定める整備基準を満たすように事業用建築物を改修する方 ・ 耐震改修を行う方 ② ①の要件に加え、新たに2名以上の若者（35歳未満）を正社員として雇用される方 ③ 自動車部品又は航空機部品の生産設備を導入する方
開業支援資金	県内で新たに開業する方 ① 一般開業 担保は必要ありませんが、一定の自己資金が必要です ② チャレンジ21開業 金融機関の定めるところにより担保が必要となる場合があります いずれも第三者保証人は必要ありません
観光振興資金	県内に本店（又は主たる事業所）があり1年以上事業を営んでいる中小企業者のうち、以下のいずれかにあてはまる方 ① 観光施設の整備を行う方 ② 旅館・ホテルの改修を行う方
産業立地促進資金	1年以上事業を営んでおり県内の工業団地に進出しようとする方
環境保全促進資金	① 県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者のうち産業廃棄物処理施設を整備する方 ② 県内に本店（又は主たる事業所）があり1年以上事業を営んでいる中小企業者のうち環境保全や省資源対策に取り組まれる方 ③ ①又は②の要件に加え、新たに2名以上の若者（35歳未満）を正社員として雇用される方
小規模企業資金	従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者 ・ 県特 … 原則として無担保 ・ 特別小口 … 無担保・無保証人
経営安定資金	県内に本店（又は主たる事業所）があり1年以上事業を営んでいる中小企業者のうち、以下のいずれかにあてはまる方 ・ 最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ・ 取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ・ 国が指定する不況業種を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し、経営に支障をきたしている方
中小企業再生支援資金	県内に本店（又は主たる事業所）があり1年以上事業を営んでいる中小企業者のうち、中小企業再生支援協議会又は金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方